

令和 4 年度青森県県民健康・栄養調査実施要綱

1 目 的

県民の生活習慣や栄養摂取の状況等を把握し、県及び市町村における健康づくり関係事業等の基礎資料を得るために実施する。

また、平成 24 年度に策定し、平成 31 年度に改定した「健康あおもり 21（第 2 次）」の最終評価のための調査として実施するものでもある。

2 調査客体

本調査は、令和 4 年国民健康・栄養調査実施地区を含む青森県内の 12 地区（約 480 世帯）及び当該世帯の 1 歳以上の世帯員（約 1,300 名）を調査客体とする。
 なお、各調査の内訳は、下表のとおり

＜健康・栄養調査 調査地区数＞

保健所	東地方	弘前	三戸地方	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市
国民	—	—	1	—	1	—	1	—
上乗せ ^{※1} 分	1	2	1	2	1	2	—	—
総計	1	2	2	2	2	2	1	—

※1 圏域ごとの人口を参考に国民健康・栄養調査の世帯数を補完する地区（令和 4 年度国民生活基礎調査地区より抽出）

3 調査時期

- （1）調査は、令和 4 年 11 月から 12 月に行う。
- （2）栄養摂取状況調査は、（1）の期間のうち平日の 1 日を任意に定めて実施する。
- （3）身体状況・生活習慣調査は、（1）の期間で実施するが、実施日は栄養摂取状況調査と同日である必要はない。

4 調査の種類及び項目

調査の種類は「栄養摂取状況調査」及び「身体状況・生活習慣調査」とし、調査項目及び対象年齢は次のとおりとする。

各調査票の様式は別添のとおりである。

調査の種類	調査項目及び調査対象年齢	
栄養摂取状況調査 （1 歳以上）	世帯状況	氏名、性別、生年月日 妊娠（週数）・授乳の有無 仕事の種類、 1 日の歩行数（20 歳以上）
	食事状況	朝・昼・夕別の家庭食、外食、欠食の区別
	食物摂取状況調査 1 日間 朝食、昼食、夕食、間食	料理名、食品名、使用量 廃棄量、世帯員ごとの案分比率

身体状況・ 生活習慣調査	①過去1年間の健診等受診の有無・受診年月（1歳以上）、 （受診者のみ）身長・体重（1歳以上）、腹囲・血圧（20歳以上） ②妊娠の有無（20歳以上、女性のみ） ③服薬状況、通院状況（20歳以上） ④歯の健康に関すること（1歳以上） ⑤朝食欠食状況、栄養バランスのとれた食事の状況（1歳以上） ⑦食事形態、食事の様子（20歳以上） ⑥運動状況（20歳以上） ⑧喫煙状況（20歳以上） ⑨飲酒状況（20歳以上） ⑩新型コロナウイルス感染拡大前との変化（20歳以上） ⑪県施策等の認知（20歳以上） ⑫年間収入（世帯代表のみ）
-----------------	---

5 調査の実施機関及び調査員

- （1）調査地区を所管する保健所が実施機関となり、保健所長を班長、保健所職員（保健師、管理栄養士等）等を調査員とする調査班を編成する。
- （2）青森市分は、青森県が青森市に調査データの提供及び一部調査の追加を依頼する。
- （3）調査員には調査員の証（様式1）を交付する。調査員は、その職務を行う場合、調査員の証を携行し、関係者の請求があるときには、これを提示しなければならない。

6 調査方法

- （1）具体的な調査方法は、令和4年国民健康・栄養調査 調査必携に準じる。
- （2）保健所は指定された調査地区について、所在地である市町村に協力を依頼し、世帯名簿（様式2）及び世帯員名簿（様式3）を作成する。
- （3）栄養摂取状況調査は、原則として調査員が被調査世帯を訪問して調査票の記入方法を説明したうえで被調査者の自記式とし、回収時に調査員が確認する。ただし、被調査者による記入が困難な場合は、調査員が聞き取りにより記入する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、郵送による配布・回収や電話による聞き取りも可能とする。

- （4）身体状況・生活習慣調査は、調査員が調査世帯を訪問して調査票を配付し、留め置き法により被調査者の自記式とする。ただし、被調査者による記入が困難な場合は家族に記入してもらい、不足等があった場合は調査員が電話等で聞き取り、追記・修正する。また、身長・体重・腹囲・血圧は、過去1年間（令和3年11月1日から令和4年12月31日まで）の健診等の結果が転記されているかを調査員が確認することとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、郵送による配布・回収や電話による聞き取りも可能とする。

7 調査票集計及び結果分析

- （1）栄養摂取状況調査票は、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所が作成した栄養摂取状況調査集計ソフト「食事しらべ」を使用し、保健所で入力を行う。身体状況・生活習慣調査票は、委託して入力を行う。
- （2）がん・生活習慣病対策課は、県全体の集計を行う。
- （3）結果分析は、がん・生活習慣病対策課及び保健所職員等で構成するワーキングチームが、専門家の助言を受けながら行う。

8 秘密の保持

調査の実施にあたっては、被調査者に対して調査の趣旨等を説明し同意を得て行うものとし、また、被調査者に係る情報は、調査に係わる者全てが青森県個人情報保護条例を遵守し、適切に取り扱うものである。

9 国民健康・栄養調査等の使用申請

国民健康・栄養調査の青森県分データを県民健康・栄養調査のデータとして使用するための目的外の使用許可申請は、がん・生活習慣病対策課が厚生労働省に行う。

また、栄養摂取状況調査集計ソフト「食事しらべ」の目的外使用許可申請は、がん・生活習慣病対策課が、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所に行う。

なお、青森市分のデータは青森市に提供を依頼する。

10 調査の届出等

(1) 総務大臣に対し統計法（平成19年5月23日法律第53号）に基づく統計調査の届出を行う。

(2) 青森県統計調査条例（平成21年3月25日青森県条例第12号）に基づく告示を行う。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、調査の実施等に必要な事項は別に定める。

(表面)

令和4年度		第	号
青森県民健康・栄養調査員の証		氏 所	属
令和4年 月 日発行		年 月 日生	
青森県知事	三村 申吾	印	
		写 真	

(裏面)

この証票を携行する者は、令和四年度青森県民健康・栄養調査を行う調査員である。	
--	--

地 区 番 号					市郡番号		市町村名		保健所名				
									保健所				
管理 番号	世帯 番号	世 帯 主 氏 名			備 考	郵送 切替	管理 番号	世帯 番号	世 帯 主 氏 名			備 考	郵送 切替
	01							26					
	02							27					
	03							28					
	04							29					
	05							30					
	06							31					
	07							32					
	08							33					
	09							34					
	10							35					
	11							36					
	12							37					
	13							38					
	14							39					
	15							40					
	16							41					
	17							42					
	18							43					
	19							44					
	20							45					
	21							46					
	22							47					
	23							48					
	24							49					
	25							50					
対 象 世 帯 数							実 施 世 帯 数						
世 帯 小計							世 帯 (小計)						
世 帯 総計※							世 帯 (総計) ※最終ページのみ記載						

様式3
令和4年度青森県県民健康・栄養調査被調査者名簿（ / 枚目）

	地　区　番　号							市郡番号	市町村名	都道府県名
					-					保健所
管理 番号	世帯 番号	世帯員 番号	氏　　 名	性別	年 齢	栄養摂取状況調査票			身体状 況・生活 習慣調査	備 考
						世帯状況	歩数計調 査(20歳 以上)	食物摂取 状況調査		
調査実施者数（小計）										
調査実施者数 ※最終ページのみ記載（総計）										
調査対象者数 ※最終ページのみ記載（総計）										